

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		永久標識等の移転の請求等（公共測量）
根拠法令及び条項		測量法第39条において準用する同法第24条
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審 査 基 準	関係条項	
	基準  （未設定の場合はその理由）	移転請求に理由があるとき
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難であるため未設定。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）